

---

平成20年第6回大和町議会定例会会議録

---

平成20年9月19日（木曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝君
教 育 長	堀籠 美子君	産業振興課長	遠藤 幸則君
代表監査委員	三浦 春喜君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり課長	千坂 正志君	上下水道課長	渋谷 久一君
財 政 課 長	千坂 賢一君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二君
税 務 課 長	佐藤 成信君	教育総務課長	瀬戸 善春君
町 民 課 長	瀬戸 啓一君	生涯学習課長	横田 隆雄君
環境生活課長	高橋 完 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	班 長	瀬 戸 正 志
書 記	藤 原 孝 義		

【議事日程第6号】

平成20年9月19日（金）決算特別委員会終了後開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委員長報告（平成19年度各種会計決算の審査結果について）
- 日程第 3 平成19年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 平成19年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 平成19年度大和町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 平成19年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 平成19年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 平成19年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 平成19年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 平成19年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 平成19年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 平成19年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 平成19年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 平成19年度大和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第17 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 大和町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 大和町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第20 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書
- 日程第21 原油・肥料・飼料高騰に関する意見書
- 日程第22 所管事務調査の申し出について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後3時04分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

本会議を開催します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番平渡高志君及び5番堀籠英雄君を指名します。

---

### 日程第2「委員長報告」（平成19年度各種会計決算の審査結果について）

議長（大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成19年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長堀籠英雄君。

決算特別委員会委員長（堀籠英雄君）

報告をいたします。

今定例会において、去る9月10日決算特別委員会に審査を付託されました平成19年度一般会計及び12の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありました。決算の審査においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

---

### 日程第3「認定第1号 平成19年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、認定第1号平成19年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。1番藤巻博史君、反対ですね。賛成ですか。（「反対です」の声あり）

1 番 （藤巻博史君）

反対討論を行いたいと思います。

一般会計におきましてでございますけれども、まず、なしてだかということでございますが、いろいろほかのところではやっていなくて積極的なところもあるということをおまづ言っておきたいと思うんですけれども、脳ドック検診につきましては、黒川郡の中でも富谷町、大郷町が大分やっていて、ところが宮城郡なんかはやっていないようなんです。ということで、やっぱりそういったことはどんどん推進してもらいたい、あるいはまた、すくすく生き生き支援事業なんていうのは評価できる場所なんだろうというふうに思っています。

ただ、やっぱり見逃せないのが、ここの中で企業立地奨励金、2企業さんですね。それから用地取得奨励金2企業さん、それから用地取得助成金3企業でございますが、これの中で、合わせて2億4,000万円ぐらい出ているわけですが、実はこれ、たまたまでございますけれども、大体同じぐらいが税金未収、何というんですか、要するに税金が取れていないというのが、これは今年分だけじゃないんですけれども、やっぱり2億4,000万円。ほとんど同じぐらいの金額が、要するに、払いたくなくて払っていない人と払いたくても払っていない人といろいろいると思うんですけれども、そういう状況の中で、やっぱり個々の大きい企業さんに、いわゆる税金の公平性というところで考えてみた場合に、もちろん払える人からもらうというのも公平性でございますし、それからまた、出さなくてもいいところに出さないというのも公平性じゃないだろうかというふうに思うところでございます。

ということで、ここら辺をやはり見直す必要があるんじゃないかということで、この予算につきまして反対せざるを得ないということで、私の意見を終わらせていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

次に、本案に賛成者の発言を許します。15番中山和広君。

15 番 (中山 和広君)

平成19年度一般会計歳入歳出決算に対し賛成の立場から討論をいたします。

平成19年度一般会計の歳入決算額は、自主財源の町税は、前年比14.6%増の36億7,917万2,000円と、本町始まって以来の決算となったものの、依存財源である地方交付税では3.8%減の19億3,220万9,000円となったほか、新庁舎建設のための積み立て、町債の繰上償還などもあり、これらを補完するため財政調整基金などを取り崩し、財源の確保を図った結果、91億762万3,000円となり、行政サービス、住民福祉の向上を初め各種事業遂行のための歳出決算額は、不用な歳出の削減、節約に努めた結果、88億9,972万5,000円となり、歳入歳出差引額は2億9,789万8,000円で、実質収支においても3億3,428万7,000円と黒字決算を確保しており、そのうちの2億円を基金に繰り入れ、予算現額に対する執行率も97.12%と、平成19年度の施政方針にのっとり適正に執行されたものと認め、評価をいたすものであります。また、財政健全化法に基づく健全化判断比率についても、各項目において適正良好な状況にあります。よって、本決算の認定に賛意を表し、討論といたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第4「認定第2号 平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計

#### 歳入歳出決算の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、認定第2号平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出

決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

国民健康保険につきましては、反対する理由1点だけでございますけれども、やはり国民健康保険証の取り上げという問題、質疑の中で今回は出しませんでしたけれども、非常に大きな問題であろうということで、決算の中でということではありますけれども、やはりここは反対さざるを得ないということで反対させていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

次に、本案に賛成者の発言を許します。15番中山和広君。

15 番 (中山 和広君)

平成19年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算に対して賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の体制の中核として、地域における医療の確保と町民皆様の健康増進に大きく貢献し、極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、国民健康保険は、高齢化の進展に伴い、構造的に中・高齢者加入者を多く抱えることとなり、医療費は増加傾向にあること、さらには今日の経済情勢を反映した加入者の負担能力の低下や低所得者の増加による収納率の低下などが相まって、極めて厳しい財政状況にはありますが、その中で、本町の平成19年度国民健康保険事業勘定特別会計は、歳入が、前年度より2億4,082万5,000円多い21億8,445万2,000円。歳出は、前年度より2億5,733万7,000円多い21億3,533万8,000円でありました。歳入総額に占める保険税収入は7億163万7,000円で、前年度より898万8,000円の増となっており、最近の厳しい経済情勢の中にも微増の様相を呈しております。一方、収入未済額は3億5,149万6,000円で、前年度に比べ2,024万7,000円の増加となっており、今後、徴収体制を強化し、一層の徴収努力を望むものであります。

今後一層厳しい運営を強いられる国保会計の現状で、実質収支額が4,911万4,000円の黒字となり、4,000万円を基金に繰り入れたことは、次年度への備えとして健全な会計運営への布石になるものであり、国保事業が町民の皆様の生命



と健康を守るため、今後も絶対に堅持していかなければならない医療保険制度であると考えております。

以上のことから、今後のさらなる保険税収納の創意工夫と疾病の予防啓発に力点を置くことに期待をいたしまして、賛成討論といたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第5「認定第3号 平成19年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入

#### 歳出決算の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、認定第3号平成19年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。まずは、本案に反対者の発言を許します。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

藤巻です。

大和町介護保険事業勘定特別会計につきましてですけれども、やはりこの非常に苦勞されているのはわかるのでございますけれども、その中でも、やはり予算との関係もあるんでしょうけれども、老人ホームになかなか入れないとか、そういった方々が解消されない状況というのは見過ごせないということで、もう少し頑張ってもらいたいという意味を含めまして反対いたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

次に、本案に賛成者の発言を許します。15番中山和広君。

15 番 (中山 和広君)

介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論をいたします。

大和町の高齢化率の推移を見ますと、65歳以上の高齢者は、平成18年度で4,881人、平成19年度で4,947人と増加傾向にあります。この制度の重要課題として、介護予防対策を重要かつ長期的な戦略として取り組むよう打ち出しており、介護保険制度は着実に浸透してきていると考えられます。

こうした中、本町の平成19年度決算は、歳入で10億8,223万9,000円、歳出が10億5,711万2,000円となり、実質収支は2,512万7,000円、うち1,256万4,000円を基金に繰り入れております。また、保険料徴収は1億9,332万8,000円、収入未済額は846万4,000円、不納欠損処分額は257万円ではありますが、収納率は、前年度とほぼ同じ94.6%となっており、引き続き徴収業務に努力していただきたいと考えておりますが、今後も一層厳しい財政状況が続くものと思われる中で、介護予防事業や支援体制の充実に努め、高齢化対策にしっかりと取り組み、各種施策の推進を図っていただくよう期待し、賛成討論といたします。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第6「認定第4号 平成19年度大和町介護サービス事業勘定特別会計

#### 歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、認定第4号平成19年度大和町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

#### 日程第7「認定第5号 平成19年度大和町宮床財産区特別会計

##### 歳入歳出決算の認定について」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第7、認定第5号平成19年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

#### 日程第8「認定第6号 平成19年度大和町吉田財産区特別会計

##### 歳入歳出決算の認定について」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第8、認定第6号平成19年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

日程第9「認定第7号 平成19年度大和町落合財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、認定第7号平成19年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

---

日程第10「認定第8号 平成19年度大和町奨学事業特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、認定第8号平成19年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

---

日程第11「認定第9号 平成19年度大和町老人保健特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、認定第9号平成19年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

### 日程第12「認定第10号 平成19年度大和町下水道事業特別会計

#### 歳入歳出決算の認定について」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第12、認定第10号平成19年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

### 日程第13「認定第11号 平成19年度大和町農業集落排水事業特別会計

#### 歳入歳出決算の認定について」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第13、認定第11号平成19年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

日程第14「認定第12号 平成19年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、認定第12号平成19年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

日程第15「認定第13号 平成19年度大和町土地取得特別会計

歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、認定第13号平成19年度大和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第13号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

日程第16「認定第14号 平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、認定第14号平成19年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。討論はありませんか。まずは、本案に反対者の発言を許します。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

藤巻です。

大和町水道事業会計の決算についてでございますけれども、この決算の中での担当官の努力というのはもちろん認めるところでございますが、私問題にしたいのは、やはり大和町の水道料金体系というものが、仕方がない部分があるにしても、やはり仙台なんかと比べるとかなり高いものになっているというところ、避けがたいところなのかどうか、そこをもう一度検討していただきたいというところでございます。これからさまざまな方、大和町に入ってこられると思いますが、その中でやっぱり「大和町、高いな」というのが私の聞いた範囲では多いということを含めまして、反対の意見とさせていただきます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

次に、本案に賛成者の発言を許します。16番桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

「水道がうるおす日々の健やかさ」をスローガンに掲げ、より安全なおいしい水道水を安定的に供給するため、第6次拡張事業あるいは配水管の布設替事業など、さらには老朽管の対策事業などを計画的に実施し、また、漏水対策も実施してまいりました。平成19年度の給水状況につきましては、昨年と比較して308人の1.4%の給水人口の増となっております。給水戸数に当たっては、昨年対比213戸の2.7%増となっております。昨年に比較して3万1,663立米の1.4%の増となっております。有収率は、昨年と比較して0.1ポイントの増の82.3%となっており、財政にあっては、収益的収支で収入総額が8億1,043万7,444円、支出総額7億7,344万8,422円、増収益となっておることから、私はこの案件につきましては賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

なお、この水道に当たっては、より質の高い水道水を今後も供給するという大きな目標を掲げこれからも頑張っていく所存の意見が多く出ましたことに感銘を受け、賛成討論といたします。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第14号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

### 日程第17「同意第4号 教育委員会委員の任命について」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第17、同意第4号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

同意第4号でございます。

教育委員会委員の任命につきまして。

下記の者を教育委員会の委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町 —————。氏名、高橋信一。生年月日、昭和 — 年 — 月 — 日でございます。

別冊の議案説明資料をごらんいただきたいというふうに思いますが、氏の経歴等が載っておりましてございますが、推薦の理由といたしましては、現佐藤賢委員の任期満了に伴いまして、後任の教育委員の任命に当たりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

高橋信一氏につきましては、東北大学を卒業後、宮城県農業協同組合中央会に奉職されまして、その後、農政組織部長、会長室長を歴任され、JAグループの総合指導機関として農業協同組合の組織、事業及び経営の第一線で活躍されました。

また、教育に熱意を持たれ、PTA活動にも積極的に参加をいただき、小・中学校のPTA役職や地区の分館長を経験されておる方でございます。

したがって、本町の教育行政に大きく貢献をしていただけるものと期待を申し



上げ、教育委員としての任命をしようとするものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第4号を採決します。

この採決は会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番馬場久雄君及び10番浅野正之君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番馬場久雄君及び10番浅野正之君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 17票

反 対 もちろんゼロです。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

## 日程第18「委発第1号 大和町議会政務調査費の交付に関する条例の

### 一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第18、委発第1号 大和町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長高平聡雄君。

議会運営委員会委員長 (高平聡雄君)

それでは、委員会発議第1号ということで上程をさせていただきたいと思います。

平成20年9月19日。

提出者、大和町議会議会運営委員会委員長高平聡雄。

大和町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

本議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

次ページをお願いいたします。

提出の理由につきましては、地方自治法の改正によりまして、平成20年度法第69号の公布に伴い、法第100条に第12項が追加されたことにより、従来の第12項以下が1項ずつ繰り下げられたということでございます。

このことにより、政務調査費の交付に関する条例第1条中、「第12項及び第13項」を「第13項及び第14項」に改正するものでございます。

本条例、隣のページに書いてございますが、最終ページ裏側に新旧対照表で掲示されておりますように、現在の下線部分の「12項及び第13項」というものを「13項並びに第14項」というふうに新たに規定するものでございます。

なお、このことについて附則といたしまして、この条例は公布の日から実施させていただきたいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19「委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議長 (大須賀 啓君)

日程第19、委発第2号大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長高平聡雄君。

議会運営委員会委員長 (高平聡雄君)

委員会発議の第2号でございます。

日付は本日でございます。

議会運営委員会委員長高平聡雄。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

本議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、法100条第12項に、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定を新たに設けることといたしました。

このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

その内容につきましては、隣のページの方に詳しく書いてございますが、主だったところをご説明させていただきます。

目次中、15章議員の派遣が第121条にございました。以下、16章補足ということでございましたが、3行ほど下に下がりました。本分中「第15章」を「第16章」に、続いて「第16章」を「第17章」にそれぞれ1章ずつ繰り下げ、第122条を第123条とし、第121条第1項中、「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を第122条とするというものでございます。

2段ほど下がりました。第15章の全員協議会の位置づけをすることによりまして、第121条の内容といたしまして、法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設けます。

2といたしまして、全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集いたします。

3といたしまして、全員協議会の運営、その他必要な事項は、議長が別に定めるということにいたしております。

附則、この規則は、公布の日からの施行とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20「委発第3号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、委発第3号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長高平聡雄君。

総務常任委員会委員長（高平聡雄君）

続きまして、委員会発議第3号でございます。

本日の提出とさせていただきます。

総務常任委員会委員長高平聡雄。

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書（案）についてでございます。

本議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条の3項の規定により提出をいたします。

意見書案を朗読させていただいて説明とさせていただきます。

近年、食品偽装表示事件や輸入冷凍ギョウザへの毒物混入事件などの食の安心・安全問題をはじめ、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故などの製造物責任問題、さらには多重債務、架空請求、振り込め詐欺など多くの分野において、消費者を巻き込んだ事件が後を絶たない。

このような状況の中、地方自治体の消費者生活相談窓口は、消費者にとって身近で信頼できる被害者救済窓口として、相談件数も年々増加するなど、その役割と機能に対する消費者の期待は非常に大きなものがある。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化及び強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討し、地方消費者行政の充実強化の必要性が取り上げられているが、一方で、地方自治体の地方消費者行政予算は年々削減されている状況にある。

真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政への充実強化が不可欠であり、政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これらを実行あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させる必要があること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、国においては、消費者基本法の理念に則した消費者行政を実現するため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言及びあっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築するなど、必要な法制度の整備をすること。
- 2 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先につきましては、隣のページに書いてある内容でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについては議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については議長に一任することに決定しました。

---

## 日程第21「委発第4号 原油・肥料・飼料高騰に関する意見書」を求める意見書

議長（大須賀 啓君）

日程第21、委発第4号原油・肥料・飼料高騰に関する意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員会委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員会委員長（大友勝衛君）

提出者、産業建設常任委員会委員長大友勝衛。

原油・肥料・飼料高騰に関する意見書（案）についてご説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたすものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

朗読をもってご説明申し上げます。

原油・肥料・飼料高騰に関する意見書（案）

食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や発展途上国の経済発展に伴う世界的な穀物需要の逼迫、加えて投機資金の流入によって、原油・肥料・飼料価格は史上最高水準を更新する時代となり、地域農業は存亡の危機に立たされている。

今後、政府においては、食料と競合しない原料を用いたバイオエタノールの研究開発、資源・食料への投機資金の流入規制、輸出国の輸出規律の厳格化など、国際的な問題解決に本腰を入れて取り組むことが、喫緊の課題となっている。

また、農業者とJAグループは、総力を挙げて生産コストの削減に取り組んでいるが、既に関係者の努力だけでは解決し得ない状況となっていることから、更なる低コ

スト生産への政府・地方自治体等による支援と農業者の経営安定を図る万全な対策の確立が急がれている。

よって、国においては、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

その5項目については記載のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長ほか、記載のとおりであります。よろしく願いを申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについては議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については議長に一任することに決定しました。

---

## 日程第22「所管事務調査の申し出について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第22、所管事務調査の申し出についてを議題とします。



各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第6回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時00分 閉 会